

# 第1号通所事業通所型サービスA契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という。）と有限会社あおばホーム（以下「事業者」という。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

第1号通所介護事業通所型サービスA（「契約書別紙（兼重要事項説明書）」）

## （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の30日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新するものとします。

## （個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画または介護予防マネジメントケアプラン（以下「介護予防サービスケアプラン」という。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

## （提供するサービスの内容等及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防サービスケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

## （利用料等の支払い）

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

2 利用者が、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載の期日までにサービスの利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者に対してキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

3 利用者負担金の請求や支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

### (利用料の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### (利用料の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該支払い期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター及び担当の市町と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の支払い期限までに滞納額の全額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

### (利用者の解約権)

第8条 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく、直ちにこの契約を解約できます。
  - (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合
  - (2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
  - (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名譽等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

### (事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
  - (2) 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター及び必要に応じて担当の市町に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

### (契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (3) 第7条第3項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

- (4) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (5) 第9条第1項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (7) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- (8) 利用者が要介護区分が自立又は要介護となった場合
- (9) 利用者が死亡した場合

#### (損害賠償)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合は、この限りではありません。

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、事業者は、賠償額を減額することができます。

#### (守秘義務)

第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の介護予防ケアプラン立案のためのサービス担当者会議、並びに地域包括支援センター、総合事業実施事業者及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

#### (苦情処理)

第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な取扱いもいたしません。

#### (サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ、利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも、前項の記録の閲覧及び複写を求めるすることができます。ただし、複写に際しては、事業者は、利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のことおり、介護予防・日常生活支援総合事業に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

平成 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第12条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利 用 者 住 所  
氏 名 印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住 所  
氏 名 印  
本人との続柄

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者 住 所 埼玉県秩父市小柱196  
事業者(法人名) 有限会社あおばホーム  
代表者職・氏名 代表取締役 青葉敬一郎 印

(立会人) 私は、(※利用者との続柄)として、この契約に立ち会いました。

住 所  
氏 名 印

(家族代表) 私は、第12条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家 族 代 表 住 所  
氏 名 印

# 第1号通所事業通所型サービスA契約書別紙（兼重要事項説明書）

（令和7年4月1日現在）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 あおばホーム
主たる事務所の所在地	〒368-0061 秩父市小柱196
代表者（職名・氏名）	代表取締役 青葉敬一郎
設立年月日	平成12年9月22日
電話番号	0494-62-5357

## 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスふたば	
サービスの種類	第1号通所事業通所型サービスA	
事業所の所在地	〒368-0061 秩父市小柱190-1	
電話番号	0494-26-7071	
指定年月日・事業所番号	平成28年4月1日指定	1174900153
利用定員	定員7人	
事業の実施地域	① 秩父市（浦山、吉田太田部、吉田石間、吉田阿熊、大滝、荒川を除く） ② 皆野町（金沢、日野沢、三沢を除く） ③ 長瀬町	

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（サービスA）は、事業者が設置する事業所（デイサービス）に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時25分から午後0時30分まで
サービス提供時間	午前9時25分から午後0時30分まで 延長時間は、午後0時30分から午後3時30分までとします。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数		
従業員	常勤	1人、	非常勤 3人
うち介護福祉士	常勤	1人、	非常勤 1人
うち介護職員初任者研修等修了者	常勤	0人、	非常勤 1人

## 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 山本佳代
----------	----------

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、原則として、負担割合証の割合（1割負担又は2割負担又は3割負担）に応じて、要支援1・事業対象者は月4回まで、要支援2・事業対象者は月8回までです。ただし、要支援1・事業対象者は月4回、要支援2・事業対象者は月8回を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

### （1）第1号通所事業の利用料・・・基本部分及び加算の合計の額となります。

【基本部分：通所型サービスA】

	基本利用料(1回あたり)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
要支援1・事業対象者	3,820円	382円	764円	1,146円
要支援2・事業対象者	3,890円	389円	778円	1,167円

### （2）その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1時間につき500円の延長料金をいただきます。
食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
入浴費	入浴の提供を受けた場合、1回につき100円の入浴費をいただきます。
おむつ等	おむつ等の提供を受けた場合、実費をいただきます。
その 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるものの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

### （3）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	利用者負担金の10%の額

（注）利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

### （4）支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月10日までに差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の28日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 埼玉りそな銀行 皆野支店 普通口座 3844800
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	_____
	氏名	_____
	所在地	_____
	電話番号	_____ - _____ - _____
緊急連絡先 (家族等)	① 氏名（利用者との続柄）	_____ (_____)
	電話番号	_____ - _____ - _____

② 氏名 (利用者との続柄) 電話番号	_____ (_____)
	_____ - _____ - _____

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び担当の市町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0494-26-7071 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情相談機関	電話番号
秩父市役所 高齢者介護課	0494-25-5205
皆野町役場 健康福祉課	0494-62-1233
長瀬町役場 健康福祉課	0494-69-1103
横瀬町役場 健康づくり課	0494-25-0116
小鹿野町保健福祉センター 保健福祉課	0494-75-4421
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (2) 主治の医師から指示事項がある場合は申し出てください。
- (3) インフルエンザ・胃腸炎等感染症が疑われる場合は利用を中止し、早めに医療機関へ受診するようお願いします。
- (4) 利用者の病状の急変が生じた場合（発熱・嘔吐・意識の低下・転倒による裂傷等）、予め届けられた緊急連絡先へ速やかに連絡をいれます。その際、ご家族にお迎えをお願いすることもありますのでご協力をください。また、病状が緊急を要する場合、または生命にかかわると事業者が判断した場合、救急車を要請して必要な病院に搬送することがあります。
- (5) 事業者はサービス提供において転倒等の事故防止に努めることは勿論ですが、利用者の多くは高齢者のため身体的機能および認知的機能の低下により、転倒等のリスクが高くなります。事業者の責めに帰すべき事由により利用者の事故が発生した場合は、事業者が加入している賠償保険で賠償します（事業者の責めに帰すか、事業者の責めに帰さないかは賠償保険会社の判断ですので、事業者の責めに帰さない場合は賠償保険での賠償はできません）。
- (6) 事故防止のため朝迎えに行くまでは家の中で待機してみてください。
- (7) 送迎時の途中下車は禁じます。
- (8) 雪・台風・地震等の非常災害時には営業を休止することがあります。その際は可能な限りご連絡いたします。
- (9) 金銭、貴重品、飲食物は原則、施設内に持ち込まないようお願いします。また、利用者や職員に対して、飲食物等の物品のやり取り、金銭の贈与はご遠慮願います。

## 13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

平成 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 秩父市小柱196  
事業者（法人）名 有限会社あおばホーム  
代表者職・氏名 代表取締役 青葉敬一郎 印  
説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所  
氏 名 印  
署名代行者（又は法定代理人）  
住 所  
本人との続柄  
氏 名 印  
立 会 人 住 所  
氏 名 印